

SEI NEN H O R I T S U K A 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N555
2017・5・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

いよいよ判決の段階へ—原発事故被害者の集団訴訟 3.17前橋地裁判決を経て……………米倉 勉
家庭教育支援法案の提出に反対する……………漆原由香

ロースクールの実情と法曹養成

広がりつつある人権問題への無関心……………森 悠

シリーズ 憲法審査会審議批判④

「緊急事態」……………辻田 航

改憲問題対策法律家6団体連絡会拡大会議報告……………大山勇一

神奈川支部特集

マネキンフラッシュモブ裁判、勝利！……………相曾真知子

神奈川建設アスベスト訴訟第一陣訴訟及び第二陣訴訟の結審を迎えて……………永田 亮

第4次厚木基地爆音訴訟の報告……………関守麻紀子

鎌倉市職労に対する組合攻撃の現状と今後の課題……………田淵大輔

憲法劇について……………藤塚雄大

神奈川県内グルメ

南スーダンPKO派遣を検証し、二度と派遣させない取り組みを！……………奥村昌裕
—大阪支部総会講演会のご案内

□ 修習生に対する戒告処分等を新設する裁判所法改正案に反対する声明



サラエボの子ども

いよいよ判決の段階へ——原発事故被害者の集団訴訟

三・一七前橋地裁判決を経て

東京 米倉 勉

二〇一二年三月一日に発生した福島第一原発事故による多くの被害者が、各地の裁判所において、東京電力と国を被告として損害賠償等を求める集団訴訟を提起している。全国で二八件の集団訴訟、原告の総数は一万二〇〇〇人を超える。これらの訴訟が今、結審・判決の段階に至っている。九月には千葉地裁、一〇月には福島地裁本庁での判決が予定されている。

これらの最初の判決が、去る三月一七日に前橋地方裁判所で言い渡された。私は、原発事故全国弁護士連絡会の裏方を務めてきた立場から、全国の訴訟に向けて前橋地裁判決が与える影響と課題について、私なりの感想を記したい。

□ 国と東電の法的責任を断罪

まず強調すべきは、前橋判決が国と東電の賠償

責任を明確に認めたことである。

判決は争点であった津波の予見可能性について、政府の地震調査研究推進本部が公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」などの知見によつて、東電は原発の敷地高を超える津波の到来を二〇一二年の段階で予見できたとし、二〇〇八年には予見していたと認定した。結果回避可能性については、非常用ディーゼル発電機や電源盤など、緊急時に原子炉を冷却するために不可欠な電源設備を高所に移設し、あるいは水密化する等の結果回避措置を早期に実施できたとした。それにもかかわらず、東電がこれらの容易に取り得る措置を怠り事故を惹起したことは「特に非難に値する」と指摘した。

国についても同様に、東電からの報告により、津波の予見可能性を二〇〇二年には予見し得たものであり、第一原発の津波に対する脆弱性を認識

しながら、その規制権限の行使を怠り事故を惹起したものとして、東電と同一の責任を連帯して負うものと認めた。

なお、東電の責任は特別法である原賠法三条によるものであり、民法七〇九条は適用されないとしたが、上記のとおり予見可能性を認めた上、強い非難性まで指摘していることからすれば、事実上の不法行為責任（それも故意に匹敵する）を認めたに等しいだろう。

このように、判決が東電と国の法的責任を認めたことは、全国の最初の判決として、極めて大きな意味を持つ。後述のとおり、損害論において弱点を抱えているとしても、この判決が被害の完全賠償に向けて「風穴」を空けたという意味は明白だからである。これまで東電と国は事故の法的な責任を否定し続けていたのであり、この司法判断によつて初めて責任が断罪されたことの意味は大

きい。この判決を突破口として、賠償の水準を飛躍的に高めていくことが、今後の課題となる。

□ 損害認定と賠償額

これに対して、判決が認めた賠償の内容は、著しく不十分なものに留まった。

まず、避難指示区域から避難している原告については、七二名のうち五三名の請求が棄却された。残りの一九名についても一部認容であり、一〇〇万円の請求額（一律一部請求）に対して、最高額が三五〇万円、あとはいずれも三〇〇万円以下の認容額であった。

原告らの被害実態や元の居住地域は多様なもので、判決の検討は容易ではないが、以下のような特徴を読み取れる。

第一に、原賠審の中間指針という行政の設けた賠償基準の追認である。判決は一方で、中間指針には法的拘束力はないと認めつつ、旧警戒地域からの大半の避難者について、中間指針による既払い額を超える損害が認められないとした。他方で、国が早期に避難指示を解除した地域については、上記のとおり一〇〇ないし三〇〇万円の賠償を認めた。これは解除が早すぎたという評価により、月額一〇万円の賠償の対象期間を伸張したものと解し得る。

第二に、被侵害利益の捉え方の誤りである。原告はこの不法行為における被侵害利益を「平穏生活権」としていた。ここでは、「社会生活」という精神的分野に関わる人格権の侵害を意味している。ところが判決はこれを、「自己決定権を中核とする」平穏生活権とした。これは被害の本質を矮小化ないし逸らすものである。

第三に、その結果、損害の重要な内容である「地域社会での生活の破壊」「コミュニティないし故郷の喪失」という社会生活上の権利利益の侵害が抜け落ちてしまった。上記のとおり中間指針による支払い＝避難慰謝料（避難生活による生活阻害という損害）の支払いを超える損害を認めないということは、もう一つの損害である「ふるさとの喪失」を認めなかったことを意味する。

第四として、このような枠組みは、結局、国の「帰還政策」＝「避難指示と賠償のリンク」（避難指示がなければ損害がない）を後押しし、住民への帰還圧力政策に与する結果になっている。

次に、避難区域外からの避難者については、避難行動をとったことの合理性を広く認めた。この点は今後の訴訟への影響が大きい優れた判断である。ところが、ここでも肝心の賠償額が極めて低額に留まった。避難の相当性を認めながら、事故後六年近くに及ぶ困難な避難生活について一〇万円ないし五〇万円という損害認定は、何故にそう

した水準に収まり得るのか不可解である。被害の実相を反映しない不合理な司法判断というべきであらう。

□ 今後の課題

このように、前橋地裁判決には二面性があり、積極的な価値とともに課題もまた大きい。

しかしこの判決によって、行政権への追従という、司法が陥る弱点の一つが露わになったとも言える。これは私たちが人権課題を追求する上で常に直面してきた障害ではないか。そうだとすると、対応すべき途は既に明らかである。それは「被害にはじまり被害に終わる」という先人の経験を踏まえて、被害の実相を十分に裁判所に示すことである。避難生活の過酷な実態と、「故郷の喪失」という特異な事態がもたらす有形無形の被害、そして心の拠り所である「故郷を失う」ことによる深い喪失感を、引き続き余すところなく立証していく必要がある。

そのようにして、本件の控訴審と全国で続いている裁判の全てにおいて、この判決を突破口にした力強い訴訟活動を期待したい。

家庭教育支援法案の提出に反対する

岐阜 漆原 由香



1 法案の目的

自民党が今国会で提出を目指す家庭教育支援法案二条二項は、「家庭教育支援は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、社会の基礎的な集団である家族が共同生活を営む場である家庭において、父母その他の保護者が子に社会との関わりを自覚させ、子の人格形成の基礎を培い、子に国家及び社会の形成者として必要な資質が備わるようにすることができるよう環境の整備を図ることを旨として行わなければならない」と定める。

取消線部分は、党内でも異論が出たため削除したとのことだが、字句を消しただけで、根底の考え方まで変わるとは思えない。

誤解を恐れずいえば、これは国のために役立つ子を育てるべく家庭教育に介入するという法案である。

2 経緯

法案は、二〇〇六年制定の改正教育基本法二〇条「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」という規定に基づく。

同じ年に、親学会が「親としての学び」と「親になるための学び」を提唱する親学推進協会を設立した。会長は、日本会議の中心メンバーでもある高橋史朗氏である。二〇二二年には、親学推進議

員連盟（正式名称…家庭教育支援議員連盟）が発足したが、その設立時会長は安倍晋三氏である。

岐阜県家庭教育支援条例が、「親としての学びを支援する学習の機会の提供」（同条例二条、「親になるための学びの推進」（同二条）を定めていることから、親学思想がベースになっているのは明らかである。

そもそも立法目的にあるように、核家族化が進み、家族の絆や家族と地域社会の絆が希薄化しているのか。

前掲の高橋史朗氏は、家庭の教育力の低下を指摘し、いわゆる『三歳児神話』を支持し、母親の役割を強調している。発達障害が母親の接触不足を原因とするかのような記載もある。また、性別役割分担を肯定し、ジェンダーフリー教育や男女共同参画政策を強く批判している。

しかし、日本大学教授で日本教育学会会長の広田照幸氏は、家庭の教育力が低下しているという世間のイメージとはちょうど正反対に、親たちは以前よりも熱心にわが子の教育に取り組むようになってきている、家庭の教育力が低下しているのではなく、「子供の教育に関する最終的な責任を家族という単位が一身に引き受けるようになってきたし、引き受けざるを得なくなってきた」と指摘する。

3 岐阜県家庭教育支援条例

(1) 熊本県を皮切りに、全国各地で家庭教育支援条例の制定が相次いでおり、岐阜県でも、二〇一四年二月二日に岐阜県家庭教育支援条例が制定され、翌年施行された。

同条例は、家庭教育を、①基本的な生活習慣、②自立心、③自制心、④善悪の判断、⑤挨拶及び礼儀、⑥思いやり、⑦命の大切さ、⑧家族の大切さ、⑨社会のルールと定める(同条例二条)。本来各家庭に委ねられるべきことについて県が口出しすることで、「家庭教育力の低下」を防ぐという建前である。

(2) しかし実際は、家庭教育学級の設置、家庭教育リーダーの養成などを通じて、県が家庭に「何か」を教え込み、練成しようとする体制が整えられようとしている。何かとはなにか。条例二条に列挙したことがらについて、各家庭の自主性や価値観を尊重するのではなく、県が統一的な価値観を浸透させようとしているとみることができよう。

(3) 岐阜県教育委員会は、条例制定前の二〇一一年三月に「家庭教育学級運営マニュアル」を発行している。

家庭教育支援学級の運営手順の説明や、胎児期から青年期までの発達段階ごとに、家庭教育や

その支援で大切にすべきことがまとめられている。各地で行われた実践事例(食育、子ども理解、発達障害、人権同和映画鑑賞、子育て交流、性教育など)も豊富に掲載されている。

しかし、懸念すべきは、文部科学省の指導を受けて全国の自治体で完成・機能しているこうした家庭教育システムが、今後「戦争のできる国づくり」のもとで影響を受ける、ないし積極的に国民に広く影響を与える媒介となる恐れがあるという点である。システムそれ自体がすでに親学的影響のもとで構築され、家庭教育支援法はその集大成であるとするならなおさらである。

家庭教育学級で、どのようなテーマで、どの講師が、何を学ばせるのかについて、よりあからさまに公権力の指導がなされるようになるのではない。道徳教科書の問題などを見れば、まったくの杞憂とは思われない。

4 「戦時家庭教育指導要綱」との類似点

戦時、政府は、家庭でも「国の子」を厳しく育てなければならぬという考えのもと、家庭での躰にまで微に入り細を穿って介入していた。むしろ、家庭の団らんを敵視し、せっかく学校や社会で教え込んでも家庭が児童の避難場所になって教育効果があがらないようではいけないとされていた。

一九四二年五月七日には『戦時家庭教育指導要綱』が文部省から発表され、翌年には母親学級の開設が奨励された。この要綱のもと、母を中心とする家庭生活が国家戦時活動の源泉で、子女も皇国の後継者として育成することが求められた。また、大日本連合婦人会、「母の会」などの婦人団体や、「母の講座」や家庭教育指導講習会などを通して、戦争末期まで母親(将来母親になる女性も含めて)の教育が重視された。

さきほど、岐阜県では、家庭教育学級を通じて、県が統一的な価値観を浸透させようとしていると書いた。戦時中も同様に、全国各地に家庭教育指導の場がもうけられ、皇国の後継者の育成が進められていたとすれば、ここに類似点を見いだすことは可能だろう。

5 おわりに

共謀罪、森友問題等で混乱する今国会では、万一家庭教育支援法案が提出された場合、国民の関心を他にそらしたままひっそり成立してしまう危険がある。

先生方におかれては、反対運動にご賛同いただくとともに、二四条改憲、教育勅語、道徳教科書問題に加えて、「家庭教育」を含めた安倍政権の教育政策を厳しく精査していただくよう、お願いいたします。

広がりつつある人権問題への無関心

あいち 森 悠

1 はじめに

本稿では、私がロースクール、司法修習を通じて感じたことを率直に文章にしました。

2 法曹を志望した理由

私が法曹、とりわけ弁護士を志望したのは、弁護士という仕事弱い立場にある人々や理不尽な状況におかれている人々に寄り添って助けることができる仕事だと感じ、そのような人々を助け、人権救済に関われるような仕事をしたかったためです。そこで、ロースクールに入学しました。

3 ロースクールにおいて感じた違和感

私はロースクールに入学するまでは、法曹

を志望する人というのは弱者救済や人権救済に関心があるなど何かしらの思いを持っている人が多いのだと思っていました。しかし実際には、少なくとも私が入学したロースクールではロースクール生のほとんどが東京や大阪の四大事務所をはじめとするビジネスロー分野を志望していて、人権活動には興味が無く、むしろ偏見を持っているような人さえいました。

ビジネスロー分野を志望する人はロースクール在学中や司法試験の合格発表前からすでに就職活動が始まっています。事務所側もロースクールの夏休み期間中などに行われるサマークラークと呼ばれるエクスターンでロースクール生を受け入れ、そこで優秀なロースクール生に目を付け、場合によってはその時点で内々定を出すこともあるようです。私もそのような事務所の説明会などに足を運んだこ

ともありますが、自分がやりたいことはかけ離れていて、就職活動について他のロースクール生と話が合わなかった記憶があります。

ビジネスロー分野を多く取り扱っている事務所に入れた人が勝ち組という強い風潮の中で、だんだんと自分の弁護士に対するイメージが崩れ、目標がぼやけて熱意を失っていたことを覚えています。当時は自分自身、どのような法律事務所があるのかについても分かっていませんでした。私は労働者側の労働事件をやりたいと考えていて、ロースクールの関係の何人かの弁護士の先生にお話を聞いてみたりしましたが、労働事件を多くやれる事務所はほとんど無いようなことをおっしゃる先生もいて、自分が心から行きたいと思えるような事務所は果たして存在するのだろうかと思ったりもしています。人権活動を積極的に行っている事務所の存在や青法協の存在をきちんと知ったのは修習生になってからで、今思えば勉強不足だったと思います。ただ、私と同じように、人権活動をしたければ実際にそのような活動を積極的に行っている事務所を具体的に知らないロースクール生・学部生は少なくないと思います。

4 修習生となつてから

修習生となつてから感じたことは、修習生に裕福な人が多いことです(ロースクール生にも言えることです)。貸与金をもらっていないにも関わらずお金遣いが荒い人も中にはいました。旧司法試験時代や給費制だったころの修習生の財政事情がどのようなものだったかは分かりませんが、ロースクール制度・貸与制の下では、経済的に恵まれた人でないと法曹を目指すことができないというのは、自らの肌で痛感しました。そして、ロースクールまで行かせてもらい、司法試験を受験させてもらえたのは非常に恵まれているのだと改めて感じるところでした。このような状況下で法曹志願者が減り、また弱い立場に置かれた人の気持ちに分からない弁護士が増えるということは決して杞憂ではないと思います。

ロースクールの実情と法曹養成

また、人権活動への意識の希薄というのも強く感じました。修習生の中には人権活動を積極的に行っている事務所を「左系事務所」と言つて毛嫌いするような人もいますし、弁護士として人権活動をすることを不思議がったり、「よくやる

よね」と言う人も少なくありません(個人的には、そのような人は企業等への就職を選ばずなぜ様々なリスクを負つてまで弁護士を選んだのか疑問ですが)。青法協についても、修習生の中には話題に出すと引く人もいます。考え方の違いとしてやむを得ない部分ももちろんあるのでしょうが、人権活動への無関心や青法協に対するズレたイメージによるところが大きいのではないかと思います。先輩の先生方からは昔は修習生の半分は青法協に入つていたとよくお聞きしますが、そのようなことが信じられないほどの現状の違いがあります。

5 今後の取り組み

前述の通り、学部生やロースクール生の中に

はそもそも人権活動をしている事務所や弁護士を具体的に知らない人や、現在起こっている事件の具体的内容を知らない人も少なくないと思います。また、人権活動というものに抵抗感を示す人の中には、人権活動というものを「なんとなく権力に抵抗している集団」としてとらえ、実際に多数派の利益の中に埋もれて人権侵害されている少数派の人々の実態を知らない人も多いのではないかと思います。

そのような人々には、そのような実態を具体的に「知ってもらふ」ことが大事だと思います。私個人としては、今後の自らの事件等への取り組みをもとに、自らの経験を具体的に伝えるということをしていきたいと思っています。

東京総会で会いましょう

□日時 二〇一七年六月二四日(土) 一三時～二五時(日) 一二時半

□場所 東京都内

特別講演は「ヘイトスピーチ、排外主義にどう立ち向かうか」(講師・辛淑玉さん)、地元企画は「築地市場の豊洲移転問題」(報告・大城聡弁護士)、オプショナルツアーは「東京大空襲の戦跡を巡る」です。

シリーズ 憲法審査会審議批判 ④

「緊急事態」

東京 辻田 航

2 古屋圭司衆議院議員

—— 自民・岐阜第五区
—— 第一九三回国会第二回憲法審査会 ——

1 足立康史衆議院議員

—— 維新・比例近畿ブロック
—— 第一九三回国会第二回憲法審査会 ——

このコーナーの常連となった足立議員は、以下のように発言している。

「緊急事態条項を事前規制と考えれば、私たちが憲法改正草案で提起をさせていただいている憲法裁判所、これはいわゆる事後審査となります。制度の枠組みは何事もそうありますが、事前規制と事後審査、これはバランスをとらねばなりません。事前規制を強めれば事後審査は緩くて構いませんが、事後審査を強化すれば事前規制は緩くて構わない、こういうバランスがあると思います。」

憲法裁判所が「事後審査」であるという点はひ

とまず措くとしても、緊急事態条項を「事前規制」と位置付けるのは理解に苦しむ。

まず、国家緊急権は、立憲主義との矛盾をはらむ以上、国家の自然的な権利と考えるべきではない。緊急事態条項は、国家緊急権という国家の権利を「規制」するのではなく、国家緊急権という例外的な権限を「創設」するものである。

足立議員の「事前規制」という言葉からは、国家というものは本来的には自由な権力を有している、という発想が感じられる。国家権力は本来自由なのだから、憲法も「規制緩和」すべきだ、といったところだろうか。

もし足立議員がこのような発想であるならば、大変危険である。立憲主義の前提である、国民が政府に権力を信託したという「社会契約論」を理解していない。そのような国会議員が憲法改正を議論している現状が恐ろしい。

古屋議員は、「現行の法律に規定する知事による緊急指令、例えば、医療従事者への従事命令であるとか物資の収用命令等々、知事による緊急指令は、現実として、これは三・一一のときに発令をされていません。しかし、やはりみんなボラタリに、自主的に取り組みをしたということで、できたというのが現実でございます。なぜ発令されなかったかというのは、これは知事さん等々関係者にも聞きましたけれども、やはり、職業の自由とか居住権の自由、財産権の自由という憲法上の疑義があるということで発令をしなかったと。公共の福祉というものを今までは極めて極めて限定的に解釈をしていたという現実もあるわけでありまして、そういったところから知事による発令がなかった。」などと発言している。

古屋議員は、東日本大震災において、知事による緊急指令が発令されなかったことを問題としてしている。しかし、古屋議員自身が認めるように、医療や物資の問題については、自主的な取り組みによって解決できている。

災害時に重要なのは、知事が緊急指令のような

権限を行使できるかどうかではない。現場が直面する問題に適切に対処できるかどうかである。人権を制限することなく適切に対処できるのであれば、それに越したことはない。緊急指令の発令の有無のみを問題とする古屋議員の姿勢は、災害を理由として人権を制限したいだけのように感じられる。

なお、古屋議員は、沖縄県うるま市長選の野党候補について、「市民への詐欺行為にも等しい沖縄特有のいつもの戦術」などと自身のフェイスブックに投稿し（二〇一七年四月二六日付）、問題となっている。沖縄を愚弄し、地方自治を軽んじる議員に、知事の緊急指令云々を議論する資格はない。

3 安藤裕衆議院議員

—— 自民・比例近畿ブロック
—— 第一九三回国会第一回憲法審査会 ——

安藤議員は、「やはり一時期の報道や、またあるいはいろいろな世論の空気によって、必ず正しい選択が行われるわけではないという前提のもとに、私たちは衆議院と参議院の役割というものを考えていかなくてはいけないと思いますし、そういう意味では、選挙というものを気にしなくて心配をしなくていい、そして、本当に日本の大局的な観点から将来を考えて発言ができるような立

場の院というものも、一つは考えておくべきではないかと思います。かつて日本では、衆議院とそれから貴族院というものが置かれていたように、やはり一時的な感情に流されることのないような、大局的な観点での国論をしっかりと反映できるような、そういった両院のあり方というものを検討していくべきではないかというふうに思います。」などと発言している。

選挙を気にしなくていい立場の議院。貴族院。信じ難い言葉である。

国民が普通選挙制度を獲得するまでの歴史を無視し、時代を逆行させようというのか。民主的な正当性がない議院が国民を啓蒙し導くという発想には、国民は間違えることがあるが、安定的・絶対的な権力は間違えないという前提が透けて見える。傲慢とか言いようがない。

国民の多数が間違った結論を出すことは、確かにあるだろう。しかし、憲法が民主主義の歯止めとなり、指針となるのが立憲民主主義というものである。必要なのは、貴族

院などではなく、憲法に沿った政治を行う議院であり、議員である。
選挙を気にしたくない安藤議員には、立憲民主主義国家における国会議員という立場は、荷が重いのではないだろうか。

今後の日程

【第48回定時総会】

*2017年 6月24日(土)～25日(日) 東京

【第16回人権研究交流集会】

*2017年11月25日(土)～26日(日) 大阪

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

6月15日(木) 13時半～15時 青法協本部

【修習生委員会】

6月 3日(土)～4日(日) 修習生委員会合宿

【広報委員会】

6月30日(金) 18時～ 青法協本部

改憲問題対策法律家六団体連絡会 拡大会議報告

憲法委員会委員長 大山 勇一

改憲問題対策法律家六団体連絡会は、今年四月一〇日に各団体の主要メンバーを集めて拡大会議を行いました。そこでは、これまでの活動を振り返るとともに、共謀罪を中心とした学習会を行い、今後の活動の方針を確認しました。

学習会講師を務めた小沢隆一教授（東京慈恵会医科大学）からは、共謀罪は二〇二二年自民党改憲草案が示す「戦争する国づくり」の延長線上にあるととらえるべきであって、共謀罪反対の運動は九条改憲阻止運動ともつながっているとの認識が不可欠であるとの指摘がなされました。また共謀罪は「テロ対策には役立たない」との反論だけでは「テロと戦う国づくり」をめざす安倍政権への対抗にはならない、テロに怯えすぎて自由を投げ出す社会としてはならないと訴えました。

清水雅彦教授（日本体育大学）は、刑法犯認知件数がここ一〇数年で激減している一方で、生活安全課を中心に警察官が増加し権限も増大してい

ること、テロ対策の法律や運用はすでに十分すぎるほど整備されていることを強調し、共謀罪成立によって警察・政府による監視社会が一層強化され市民社会が委縮することは明らかであると訴えました。また『エネミー・オブ・アメリカ』（一九九八年米国）、『マイノリティ・リポート』（二〇〇二年米国）などの映画を例に挙げて市民に分かりやすく説明する工夫なども紹介されました。

永山茂樹教授（東海大学）は、近時の憲法審査会での改憲に関する議論を紹介しました。緊急事態条項を創設すべき理由として挙げられているものの中に、大災害によって被災地における選挙が困難になった場合の国会議員の任期延長があるが、これは被災地に寄り添う姿勢を見せつつも、緊急事態宣言が出されれば「地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる」（自民党改憲草案九九条）とされており地方自治の権限は剥奪されるというまやかしが説明されました。そし

て、共謀罪阻止の運動を強めることこそが安倍政権による改憲を許さない運動に結びつくことが強調されました。

こうした学習を踏まえて、討議を行いました。当連絡会の活動は、今年の二月までは、南スーダンPKO自衛隊派遣問題および憲法審査会での討議が中心的なテーマでした。しかし、三月に入ってから活動の軸は共謀罪（テロ等準備罪）阻止運動に移りました。共謀罪阻止の運動については、当連絡会を構成する法律家六団体に日本労働弁護団を加えた「法律家七団体」の連絡会が新たに組織され、その連携をとって活動が続いています。討議の中では、「テロ等準備罪」と「共謀罪」が同じ法案であることもまだ多くの市民が理解していない状況のなかで、危険性をどれだけ分かりやすく訴えていくか、などについて意見交換がなされました。

当連絡会はこれまで国会議員との懇談、マスコミとの意見交換などを重ねてきました。今後とも、こうしたパイプを生かして引き続き野党議員の国会質問などに協力をしていくとともに、マスコミにも適宜情報提供を行い、ぶれない報道を続けるよう批判とともにエールを送っていくことが確認されました。

神奈川支部特集

マネキンフラッシュモブ裁判、勝利！



昨年から弁護団の一員として関わらせて頂いたマネキンフラッシュモブ訴訟が無事、原告ら勝訴（正確には一部勝訴）により終了となりましたので、以下で簡単に報告します。

1 事案の概要

海老名市海老名駅自由通路設置条例は、海老名駅自由通路の管理を指定管理者に行わせており、条例一九条一項で、「広報活動」を行うためには、指定管理者の承認が必要であり、同五項で承認のないまま同号該当行為を行った場合には、利用の中止その他必要な措置を講ずるよう命ずることができるとしています。なお、承認を受けて行う場合には、一定の利用料を支払うこととされています。

また、条例三〇条一項は、「集会、デモ、座込み」等を禁止し、同五項で禁止行為を行った場合には、行為の中止その他必要な措置を講ずるよう命ずることができるとされています。

今回、原告らは自由通路上で指定管理者の承認を受けずに約一時間にわたりマネキンフラッシュモブを行ったところ、この行動が「広報活動」及び「集会、デモ、座込み」にあたるとして、海老名市長が原告のうちの一人（原告一）に対して、①今後、条例一九条一項各号に掲げる行為を行う場合、あらかじめ指定管理者の承認を受けること、②今後、条例三〇条一項各号に掲げる行為を行わないことを命令しました。

そこで、原告一が当該命令の取消を求め、また原告一と一緒に当日マネキンフラッシュモブを行った

ていた原告ら八名と主催団体である#マネキンフラッシュモブ@かながわが、原告一と同様の命令が出るのではないよう処分の差止めを求めて提訴しました。

原告らの主張は、大まかに①「一般交通に著しい影響を及ぼす」という規制要件を超えて街頭宣伝を規制することを目的とする本条例は、表現の自由を過剰に規制するもので憲法二二条一項に反する、②原告らによるマネキンフラッシュモブは、条例が規制する「広報活動」や「集会、デモ、座込み」にはあたらず、これに該当するとしてなされた海老名市長による命令は憲法二二条一項に反する、というものです。

2 判決の要旨

裁判所は、原告一に対する命令を取り消し、他の原告らの請求は却下しました。判決のうち、取り消された部分の概要のみ紹介します。

まず、条例一九条一項の「広報活動」とは、自由通路における多数の歩行者の安全で快適な往来の相当の影響を与える可能性があり、利用者に利用の対価を負担させることが相当とみられる程度に、一定の場所を相当時間占有する行為であるこ



とが前提となっており、そのような行為でなければならぬと解釈した上で、原告らの行動はこれにあたらないとしました。また、条例三〇条一項の「集会、デモ、座込み」とは、自由通路における多数の歩行者の安全で快適な往来に著しい支障を及ぼすおそれ強い行為であることが前提となっており、そのような行為でなければあたらないと解釈した上で、原告らの行動はこれにあたらないとしました。

そして、海老名市長による命令は、条例の根拠を欠く違法なものであると判断しました。海老名

市は控訴を断念したため、この判決が確定し、事件が終了となりました。

3 感想等

最初に述べておくべきだったかもしれませんが、そもそも#マネキンフラッシュモブ@かながわが行っているマネキンフラッシュモブとは、市民らが黒・白・赤・デニム等とドレスコードを決めて服装を統一し、サンングラスを着用した上で、「アベ政治を許さない」「自由なうちに声をあげよう」「VOTE FOR CHANGE」等と書かれたブラカードだけをもちて突然街頭に現れ、無言で動かずに数分間ポーズをとる、というものです。この数分間のポーズを数か所で繰り返し行う、移動中は声を発したりすることはなく、あくまでもポーズ地点でのみプラカードを掲げてアピールを行います。

私が、この裁判に関わることとなったきっかけは、今回の訴訟で原告にもなっている#マネキンフラッシュモブ@かながわが行っていたマネキンフラッシュモブをFacebookで見で、かつこいい！ 私もうやりたい！ と思い、事務所の先輩である太田伊早子弁護士にお願いし、桜木町駅前行われたマネキンフラッシュモブにモブの一人として参加させて頂いたことでした（ちなみに太田弁護士も当日、見守りに来て下さいました）。

私が参加したときのドレスコードは、白と黒で、

シースルー素材を取り入れることが条件となっていました。ざらりと静止して佇む様子はかなり異様な光景であることもあり、通行人の注目度も高く、写真を撮ったり、立ち止まってまじまじと眺めていく人もいて、メッセージを発信する手段としてはとても効果的だと感じました。また、参加者の中には、デモ等で積極的に声を発したりすることは勇気がなくてできないけど、マネキンフラッシュモブはサンングラスをして顔を隠したまま立っているだけでいいから参加できる、という方もいて、参加する側にとっても、従来の典型的な表現行為と比べて参加しやすいものであることも特徴の一つだと思います。

今回の海老名市長による処分は、そうした原告らの貴重で重要な表現行為を制限するものでした。そして、このマネキンフラッシュモブは、全国にもじわじわと広がってきており、ここで海老名市長の処分を正当化するような判決が出てしまうと、今後、マネキンフラッシュモブを含む新しい表現行為に対して委縮効果が生じ、表現の自由に対するより大きな制約を許すことにもなりかねないため、弁護団としても危機感をもって取り組んできました。

しかし、第一回目、第二回目と口頭弁論期日を重ね、双方から主張書面が二回ほどやりとりされ、弁護団会議でまさに次の書面作成に向けて話

し合いを開始していた第三目の口頭弁論期日で、裁判所は、原告団がまだ主張を続けると主張するのを遮り、強行に口頭弁論を終結させました。傍聴席からは「ちゃんと主張させろ」「何やってるんだ!」等と怒号が飛び交い、一時法廷は騒然となりました。

裁判所のこのような対応を受け、弁護団としては、全ての請求が却下されるという最悪の結果も想定しつつ、今後、運動のあり方を含め、どのように闘っていくか作戦を練っていました。そんな中で判決期日を迎え、結果としては、上記のような実質的に原告側の全面勝訴の判決が出され、弁護団も原告も驚いたというのが第一の感想であったと思います。

判決の中で、裁判所は、条例の違憲性については判断せず、憲法二二条に明示的には触れませんでした。が、弁護団としては、条例に規定されている「広報活動」や「デモ、集会、座込み」を解釈するにあたり、裁判所は憲法二二条の趣旨を考慮していると考えています。

いずれにせよ、今回の裁判により、原告らの表現の自由が守られたことは大変有意義であったと思います。もちろん、当日の原告らの行動を見れば、この行動が条例の規制するような「広報活動」や「デモ、集会、座込み」にあたらなことは明らかなのですが、そのような当然のことを裁判所も当然のものとして認定してくれた、ということにとっても大きな意味があったと思います。

この裁判をきっかけに、海老名市では原告や支援者の方が中心となり、海老名市自由通路設定条例の改廃に向けての運動が活発になり、現在も表現の自由を守るための闘いは続いています。また、今回の訴訟の中で調査した結果、条例の中にはかなり内容が杜撰なものもあり、他にも表現の自由が不当に制限されているものがあるのではないかと思います。今回の裁判が、このような不当な条例等の改廃の動きにつながるきっかけになれば、とも思っています。

最後になりますが、私自身、このような重要な訴訟に弁護士一年目から携わることができ、とても幸運だったと感じています。皆様にも様々な形でご支援頂き、誠にありがとうございました。

神奈川建設アスベスト訴訟第一陣訴訟 及び第二陣訴訟の結審を迎えて

神奈川 永田 亮

一 はじめに

建設作業従事者のアスベスト関連疾患発症への

救済を求めた建設アスベスト訴訟は全国各地で行われている。首都圏では、二〇〇八年、国と建材メーカーに損害賠償を求める首都圏建設アスベ

スト訴訟(東京・神奈川)が提起された。神奈川では、二〇一二年に第一審判決で全面敗訴判決を受けたのち、高等裁判所で裁判を続けるとともに、二〇一四年に神奈川において第二陣訴訟を提訴しており、東京高等裁判所と横浜地方裁判所の双方で、アスベスト疾患への救済を求め続けている。そして、本年(二〇一七年)三月、高裁での第一陣訴訟、地裁での第二陣訴訟のいずれも結審を迎えた。全国のアスベスト訴訟でも初めての高裁判決と、高裁判決を踏まえた地裁判決が間近に迫り、建設アスベスト訴訟において非常に重要な局

面に至っている。

一 建設アスベスト訴訟の概要

本訴訟の原告は、大工・保温工・電工・左官・配管工・解体工などの建設作業に従事し、肺がん・中皮腫・石綿肺などのアスベスト関連疾患に罹った被害者もしくはその遺族であり、被告は、国及びアスベスト含有建材を製造販売していた四〇数社の建材メーカーである。

訴訟においては、国に対しては、アスベストの危険性を認識しながら、防じんマスクの着用義務付け、アスベスト製品の製造・使用禁止措置などの規制を怠ったことの責任を、建材メーカーに対しては、アスベストの危険性を認識しながら危険なアスベスト建材を製造販売し続け、製造販売にあたりアスベストが発がん性を有する危険な物質であること、取り扱いにあたってマスク等の防御措置をとる必要があることなどの適切な警告表示を行わなかったこと等の責任を追求している。

神奈川第一陣訴訟第一審判決では、国及び建材メーカーに対して全面敗訴判決がなされたものの、東京地裁に始まり、福岡、大阪、京都、札幌の各地裁判決において、国の責任を認める判決が下されたほか、京都地裁判決においては建材メーカーの責任を肯定する判決を勝ち取っている。

三 訴訟における主張内容

神奈川建設アスベスト訴訟は、敗訴判決を受けて以降、国及び建材メーカーの責任を肯定させるべく、様々な主張に取り組んできた。

国に対しては、各原告がアスベスト建材を使用してアスベストの粉じんに曝露した実態を職種ごとに主張立証することで、各原告が間違いなくアスベストに曝露していたこと、そして国の規制権限が適時適切に行使されていれば、そのような曝露をすることがなかったことを示してきた。さらに、各地裁判決において国の責任は労働安全衛生法を根拠に認められ、個人事業主である一人親方や事業主等の原告の救済が否定されていたことから、一人親方等でも現場においては雇用された労働者と就労実態になんら違いはないことの主張を行った。

また、建材メーカーに対しては、共同不法行為責任を問うにあたり、原則として、アスベスト建材を製造していたメーカーに等しく責任を追及する一方で、予備的主張として、建材メーカーごとに建材の出荷量や販売量、市場における影響力等に差があることから、民法七一九条二項後段を類推適用して、原告らが建設現場で行う中心的な作業をもとに曝露の主要な原因となった建材を選定し、当該建材を製造しているメーカーを共同不法

行為者として特定する主張を行った。すなわち、建設作業従事者は、建設現場中に存在する複数の建材から生じたアスベストに曝露する可能性が存在するものの、自身が中心的に行ってきた作業からの曝露が最も多くなると推認できることから、当該作業で用いる建材を「主要曝露建材」として特定したのである（例えば保温工であれば保温材を扱う作業が最も中心的なものとなることから、主要曝露建材は保温材となり、その主な製造メーカーは、四社に特定される）。

四 神奈川建設アスベスト訴訟の経過と苦難

(1) 第一陣高裁での尋問の実現

第一陣訴訟では、既に地裁段階で尋問を行っていたことから、高裁段階で行った主張を前提とする新たな尋問を実施することができかが最重要課題であったため、弁護士団は、証人尋問の必要性を重ねて裁判所に伝えるとともに、前記主張に合った原告数人だけでも証人尋問を行うよう求め続けた。また、裁判外でも、建設アスベスト訴訟を支援する神奈川の会や組合とも協力して、証人尋問を実施することを求める署名や街宣活動、裁判官への手紙の送付など、考えつく限りの取り組みを行った。

二〇一六年一月に初めて建材メーカーの責任を



結審集会の様子

肯定する京都地裁判決が出されたこともあり、これらの取り組みが結実し、高裁段階でも原告らの主張に沿った形で証人尋問の実施が決定されることとなった。高裁での証人尋問は同年二月に二期日をかけて実施されたが、結果として第一審段階で尋問を行った原告を含む五名がメーカー責任を問う予備的主張を前提とした尋問を、国の責任に関して一名が各地裁判決においても救済が認められていなかった一人親方の就労実態（個人事業主であつてもゼネコン等の建設企業に従属した立場にあり雇用された労働者と変わりのないこと）についての尋問を行い、現時点で考え得る限りの立証をすることができた。

(2) 第二陣地裁での過密スケジュール

第二陣の横浜地裁においては、当初より前記の曝露実態の主張や、「主要曝露建材」の主張を行っていたため、それに対応した立証活動を行うこととなった。しかし、当初は尋問を実施する口頭弁論と進行協議を二カ月おきに行うこととなっていたが、裁判体の体制の変化などから、審理を早急に進める必要があるとして、進行協議のみの期日を行わず、毎月三〜四人の原告尋問を実施するという審理計画が示された。個々の主張書面を作成（高裁も並行している）しながら、尋問に適した原告の選定、尋問の準備等を行うという非常に厳しいスケジュールであるとともに、各原告の体調の悪化などの問題もあり、限られた弁護士体制で審理計画に沿った立証を行うことは困難を極めた。それでも、原告団及び弁護士団、そして支援者の総力を結集して、最大限の立証活動を行い、裁判所に対して原告らを救済させる判決を作成する十分な材料を提供することができた。

(3) 結審時期の重複

しかし、困難はこれだけにとどまらなかった。第一陣高裁、第二陣地裁の双方が二〇一七年三月に結審することとなったのである。これは、大規模訴訟の最終準備書面をほぼ同時に二つ作成しなければならないということの意味するのであり、限られた弁護士体制では到底不可能に思われた。

しかし、東京訴訟の弁護士とも協力して書面を作成するとともに、弁護団の総力を結集し、第一陣及び第二陣合計で一九名の原告の個別主張や被害実態についての主張書面を書き上げ、第一陣及び第二陣双方に、それぞれ一二〇〇頁にも及ぶ最終準備書面を提出することができたのである。そして本年三月一四日と同日一七日、高裁と地裁でそれぞれ口頭弁論が行われ、弁護士として二時間に及ぶ意見陳述、そして原告からの最後の訴えがなされ、ついに各訴訟が結審した（判決日は、地裁が一〇月二四日、高裁が追って指定となった）。

五 各訴訟の到達点と課題

本件訴訟で弁護士が目指すものは、第一陣地裁判決でなされた全面敗訴判決を乗り越える判決であり、国の責任と建材メーカーの責任を肯定するとともに、各地裁判決でも否定されてきた一人親方の救済である。

しかし、個別の裁判のみで救済されるのは、提訴をした原告に限られる。今後も建設作業従事者がアスベスト疾患を発症することが予想される以上、我々は、将来全てのアスベスト疾患に罹患した建設作業従事者が救済される制度の創設こそを求めているのである。

これまでも、行政や各建材メーカーに対して、より実効性のある救済制度の創設を求め続けてき

たが、財源等の問題や各メーカーの非協力的態度からこれを実現できずにいた。それでも、京都地裁判決を契機に、原告らとの交渉を拒み続けてきたメーカーにも態度の変化が見られるとともに、救済制度創設に賛同する国会議員が過半数を超えるなど、状況は明らかに変化してきている。

こうした中で、高裁判決においてメーカー責任を認める判決を勝ち取ることができれば、各地の高裁判決、地裁判決に大きな影響を及ぼすだけで

はなく、救済制度創設に向けて大きく前進することは明らかである。

六 終わりに

アスベスト建材を使用した建物の解体のピークは二〇三〇年頃と言われ、また発症までの潜伏期間が長いことから、今後も多数の被害者が生まれることが予想される。神奈川の建設アスベスト訴訟においては、中皮腫などのアスベスト疾患の予

後が非常に悪いことから、提訴期間中に命を落とす原告も多数存在し、原告二一九名中、七十七名が裁判の決着を見ることがなくなっている。裁判を提訴することなく迅速に救済が果たされる建設被害者補償基金制度の創設が急務である。判決は、秋頃になると思われるが、判決までの間にも、行政やメーカー、裁判所にも働きかけを続けるとともに、判決を踏まえた取り組みも一層強めていかなければならないと感じている。

では初めての判断です。

法廷での原告意見陳述や本人尋問で、あるいは陳述書により、原告らの声を聴き、現地検証で実際に爆音にさらされる経験をした裁判所が、被害の実情を理解して到達した結論です。原告らの声を裁判所に届けることができたことは、代理人として大変嬉しい経験となりました。

他方で、最高裁は、「社会通念に照らし著しく妥当性を欠くもの」か否かという判断基準をたて、自衛隊機の運航の公共性・公益性、自衛隊機の運航により住民に生ずる被害の性質・程度、被害を軽減するために国が講じた措置・内容を「総合考慮」した結果、裁量の濫用・逸脱はないとして、地裁、高裁が示した判断を覆しました。

最高裁は、原告らの「睡眠妨害の程度は相当深刻である」、被害は原告らの「生活の質を損なう

第四次厚木基地爆音訴訟の報告

神奈川 関守麻紀子

1 はじめに

二〇一六年二月八日、最高裁の判決が言い渡されて、第四次厚木基地爆音訴訟は、幕を閉じました。

第四次厚木基地爆音訴訟は、二〇〇七年二月の提訴以来、約七〇〇〇名の原告が、厚木基地を使用する米軍機、自衛隊機の、夜間・早朝の飛行

や訓練飛行、大きな音量をもたらすこととなる飛行等、一定の飛行の差止めと損害賠償請求を求めて取り組んだ訴訟です。

2 四次訴訟の特徴、成果

① 一審横浜地裁、二審東京高裁が自衛隊機の夜間・早朝の時間帯の差止めを命じたこと

裁判所が飛行差止めを命じたのは、軍用機とし



東京高裁判決

ものであり、軽視することができない」などと判示して訴訟要件である「重大な損害を生ずるおそれ」を認定しながらも、結局、夜間・早朝の時間帯の運航ですら、裁量権の濫用・逸脱はない、と結論づけました。そこには、「国防」を個々の国民の権利・利益に優先させる判断があると指摘せざるを得ません。

② 自衛隊機の飛行差止請求を行政訴訟で判断する枠組みができたこと

厚木基地一次訴訟最高裁判決は、自衛隊機の差止請求は民事訴訟としては不適法であるとの判断

を示しており、米軍機差止請求についてもいわゆる「第三者行為論」により請求を棄却していたので、差止請求についてはそもそも実体的な審理がなされず、原告ら住民は、航空機騒音被害を解消するための「裁判を受ける権利」すら侵害されている状態に置かれていました。

四次訴訟を提起するにあたり、弁護団は、一次訴訟と同じ結果となることだけは避けたいと考え、従前と通りの民事訴訟と同時に行政訴訟を提起し、民事訴訟と行政訴訟の二つのルートで、飛行（運航）差止めを求めました。

一審横浜地裁は、自衛隊機運航処分は、通常の行政処分とは性格、内容を異にする特殊な行政処分であり、特殊な救済方法が認められなければならない、として無名抗告訴訟の枠組みで要件を検討し、一部、差止請求を認容しました。

これに対し二審東京高裁は、自衛隊機の運航という事実行為に処分性を認めて行訴法三七条の四の差止めの訴えとして審理し、最高裁もこれを前提として要件を判断しました。

加えて、最高裁は、航空機騒音被害は航空機の離着陸の度に発生し、反復継続的に受けることにより蓄積していくおそれがあるものである、として、「重大な損害を生ずるおそれ」の要件を認めました。航空機騒音の性質に着目した判断であり、類型的に訴訟要件を認めるものであるといえるか

と思います。

最高裁判決により、一次訴訟では民事不適法として退けられた自衛隊機飛行差止請求は、行政訴訟として判断されるといふ枠組みが整いました。住民の権利を救済するための基盤が整ったという点では、意義のあることと考えます。

しかし、そもそも、自衛隊機の運航に関する防衛大臣の権限の行使は国民に対するものではなく、これを「公権力の行使」とすることに對する疑問を払拭しえないし、厚木一次最高裁判決と、これに先立つ大阪空港訴訟最高裁判決に対しては多数の学説が批判しているところです。道路騒音、新幹線騒音の公害訴訟は、いずれも、民事訴訟として争われてきているなかで、航空機騒音訴訟だけが行政訴訟で審理されるという枠組みが果たして妥当なのか、引き続き検討していく必要があると考えています。

③ 航空機騒音被害の理解に一定の前進を見せたこと

四次訴訟では、一審から最高裁を通じて、航空機騒音により生じている原告らの被害、とりわけ、健康に関わる被害を認定したことが、大きな成果であり、差止判決に結び付きました。

航空機騒音の健康に対する影響は、非特異的なものであり、被害の立証は困難でしたが、最新の知見であるWHOが示した基準に照らして厚木基

地の航空機騒音被害の実態を見ることによって、「健康に対する悪影響が心配される程度に強度な航空機騒音にさらされているといえる」、「(原告ら基地周辺住民の)睡眠妨害の被害の程度は相当深刻」「(一審判決)、睡眠妨害は健康被害に「直接結び付き得るもの」であり睡眠妨害の程度は相当深刻である(二審判決)」、「睡眠妨害の程度は相当深刻であるなど、上記被害は第一審原告らの生活の質を損なうものであり、軽視することができない」(最高裁判決)との判断を得ることができました。

WHOの基準に照らして騒音被害実態を浮き彫りにするにあたっては研究者の先生に大変なご尽力をいただき、その結果を意見書にまとめたいただくとともに、法廷で証言していただきました。先生の分析により、騒音により生じる心臓血管系疾患、子どもの認知障害、睡眠妨害等の実態が明らかになったのですが、先生が科学者として、この事実を原告ら住民につきつけることの残酷さに苦悩しておられたことがとても印象に残っています。

厚木最高裁判決に前後して言い渡された第二次普天間基地爆音訴訟、第三次嘉手納基地爆音訴訟では、高血圧症発生のリスクの増大が生じているとしており、さらなる前進を遂げました。

④ **米軍機差止めは依然として認められないこと**
自衛隊機については差止請求が認容されたのに対し、米軍機については、原告らの請求は国に對

して「その支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するもの」であるから主張自体失当であるとする、いわゆる「第三者行為論」により、四度、訴えが退けられることとなりました。「第三者行為論」は、厚木のみならず、全国の基地騒音訴訟において、米軍機の飛行差止めを阻む高く厚い壁となつていきます。

厚木基地は、他の米軍基地と異なり、日米地位協定二条四項(b)が適用され、防衛大臣が設置・管理する飛行場であり、米軍に対し、厚木基地内の米軍専用区域への「出入りのつど使用を認めるもの」であるとするのが政府統一見解です。一審、二審判決は、この点を認めましたが、同時に「米軍は米軍機の運航上の必要がある限り厚木飛行場を使用することができる」というのが日米政府の合意であり、米軍が米軍機の運航上の必要があると判断しているのに日本側がその是非を検討したりその使用を拒否しうるなどということとは「日米両政府において全く想定されていないと解される」と判示しています。政府統一見解と明らかに矛盾する判断が、なぜこのようにいとも易々と示されるのか、日本の領土内で原告ら住民権利侵害が生じているにも関わらず、なぜ「厚木飛行場に離着陸する米軍機については、周辺住民はその運航を差し止めるすべを持たないのである」(二審判決)とまで言えるのか。到底納得できるもの

ではありません。

もつとも、最高裁判決は、自衛隊機差止めの判断において、夜間の騒音の多くは米軍機によるものであるのだから、米軍機による騒音被害を含めて「重大な損害を生ずるおそれ」を判断した高裁判決は法の解釈適用を誤っている、との国の主張を排斥しており、被害の判断においては、米軍機の騒音を考慮していると言えなくもありません。

裁判所は、米軍機騒音による被害の救済の必要性を認識しながらも、米軍を「支配の及ばない第三者」と位置づけて、米軍による被害の救済を怠っているのです。この点はなんとしても克服しなければならぬ課題です。

3 五次訴訟へ

最高裁判決が言い渡されたその日に、原告ら住民は、五次訴訟を提起することを決意し宣言しました。

五次訴訟が継続していた九年の間には、新安保法制が成立し、施行されました。憲法により保障されているはずの人権がおびやかされていると感じ、権利は「不断的努力」によって自ら守っていかなければならないのだ、と感じることが多くなりました。

このような時、一九七六年に一次訴訟が提起されて以来、四〇年にわたり、騒音や事故の被害の

解消を求めて訴訟や運動を継続してきた地域の取り組みに、頭が下がる思いがします。

原告は、この裁判は、自分の権利を実現するた

めだけの裁判ではない、日本の平和と民主主義を守るための取り組みでもあるのだ、と言います。

このような原告たちと、新たに五次訴訟をたた

かえることがうれしく、今度こそ、米軍機、自衛隊機とも、差止めを実現したいと思います。

ある。

市職労が大幅な給与の減額を受け入れる上で、激変緩和措置は絶対に不可欠のものであった。激変緩和措置が設けられなければ、組合員の理解も得られず、市職労が給与の減額に同意することはなかった。

このように、激変緩和措置は労使合意の根幹を成すものであったが、市議会はこれを否定した。しかも市議会は、単に労使合意を否定しただけでなく、修正案について団体交渉の機会を与えることも行わないまま、市議会の独断で、直ちに労働条件の大幅な不利益変更を実施したのである。これは労使自治の否定であり、極めて重大な不当労働行為であった。

ところが、鎌倉市は市議会の暴挙に対して市職労を守ろうとはしなかった。それどころか、市議会の意向を受けて、市職労に対して更なる不当労働行為に及んだのだった。

③ 給与体系の見直しに伴い、鎌倉市と市職労との間では、特殊勤務手当の見直しについても団体交渉が行われていた。そして、団体交

鎌倉市職労に対する

組合攻撃の現状と今後の課題

神奈川 田淵 大輔



① 鎌倉市職労は、鎌倉市の職員によって構成される職員団体・労働組合であるが、これまでの活動を通じて、職員の労働条件の向上など、多くの成果を挙げてきた。

しかし、公務員労組への攻撃が全国的に吹き荒れる中、近時、鎌倉でも、組合攻撃が執拗に繰り返されており、市職労としても対応に手一杯の状況にある。

② 二〇一四年には、鎌倉市から提案のあった給与体系の見直しについて、現役職員の大幅な給与の減額につながるものであったことから、市職労は団体交渉によって一定程度、減額幅を圧縮させ、さらに六年をかけて段階的に削減を

行う激変緩和措置を講じること、鎌倉市と合意するに至った。

ところが、市長が職員の給与減額を内容とする給与条例の改正案を市議会に提出したところ、市議会によって、激変緩和措置を定めた附則のみを削除する修正が行われ、修正案はそのまま成立してしまったのである。

これにより、鎌倉市の職員全体の約三分の一にあたる四〇八名が影響を受け、その内、一〇五名の職員は一〇%以上の給与の減額となり、最も影響を受けた職員は約一七・九%、一四三万円を超える減収となった。激変緩和措置の削除によって、これだけの大規模かつ大幅な給与の減額が、市議会による議決からわずか五日後に実施されたので

渉を通じて、個々の手当の存廃について、合意が積み重ねられていた。

ところが、鎌倉市は、激変緩和措置の件で、市議会が労使合意を否定したことを受けて、今度は特殊勤務手当の件でも、積み重ねられてきた合意を全て反故にして、一方的に手当の撤廃に踏み切った。鎌倉市が態度を豹変させたのも、市職労に対して譲歩したと見られることで、市議会から糾弾を受けることを恐れたからであった。

市職労は、この二つの事件について、労働委員会に救済命令の申立を行い、事件は係争中であった。そのような緊迫した状況下であるにもかかわらず、次に鎌倉市は、市職労に貸与していた組合事務所について、それまでは認めていた建物の使用を不許可とする処分を行い、建物の明渡と損害賠償を求めてきたのである。

4

鎌倉市が組合事務所の明渡を求める表向きの理由は、学童保育施設の建設ということにあった。もともと、当初は、本庁舎敷地内に別に組合事務所を確保するから、現在使用中の建物は明け渡しで欲しいという要求であった。

ところが、鎌倉市は、交渉担当者の交代を契機として前言を翻し、本庁舎敷地内には組合事務所として貸与できるスペースは無いとして、本庁舎敷地外への移転を強く要求するように態度を変化

させた。

その背景として、ここでも市議会の意向があった。職員団体・労働組合の存在を敵視する一部の議員は、市職労が本庁舎敷地内において組合事務所の貸与を受けていることそのものを問題視していた。そして、SNSなどを活用して、市職労が本庁舎敷地内において建物を使用していることが、学童保育施設の建設の妨げになっているとして、市職労を子どもや市民のことを考えない悪役に仕立て上げる宣伝活動を盛んに行っていた。一部の議員は、市議会の本会議においても市職労への誹謗中傷を行い、市長に対し、市職労との全面的な対決を強硬に求めている。

このような一部の議員からの不当な圧力に対して、本来は、市長が毅然とした対応をすべきであった。しかし、市長は、一部の議員からの突き上げに抗することができず、むしろ、積極的に不当労働行為に及ぶことを選択したのだった。

5

労使が不当労働行為をめぐって労働委員会ですべて全面的に争っている最中、労働組合の活動の拠点である組合事務所について明渡を求めることは、組合攻撃の最たるものである。そのため、鎌倉市が組合事務所の明渡を求めていることが労働委員会に伝わると、労働委員会もそれは極めて重大な問題であるとの反応を示した。

そこで、市職労は、即座に実効確保の措置勧告の申立を行い、市職労が鎌倉市の本庁舎敷地内において組合事務所の使用を継続することについて、誠意をもって十分に協議することを鎌倉市に求める勧告を得た。この勧告が、本庁舎敷地内に組合事務所を確保することを前提とした協議を求めていることは、労働委員会における調査の経緯から、鎌倉市にとっても自明のことであった。

ところが、鎌倉市は市議会と結託して勧告を曲解し、勧告は誠実に協議することを求めているに過ぎず、本庁舎敷地内において組合事務所として貸与できるスペースが無い以上、本庁舎敷地外への移転を求めることも許されるとの見解を示した。そこで、市職労は再び実効確保の措置勧告の申立を行い、今度は三者委員の要望という形にはなったが、本庁舎敷地内において労働組合活動に必要な最小限度の広さのスペースを確保し、組合事務所は本庁舎の近隣に置くことを基本として、労使による建設的な協議により、早急に問題の解決を図ることを鎌倉市に求める要望を得た。

6

このように、労働委員会からは労使協議によって問題を解決することを繰り返して求められていたにもかかわらず、鎌倉市は、労働委員会からの勧告や要望をいずれも無視した。その上で、鎌倉市は、裁判所に建物明渡断行の仮処分

を申し立てるとともに、建物を解体する業者の選定について入札手続を進めるなど、市職労に対して全面対決の構えを示してきたのである。

もっとも、労働委員会において勧告と要望が相次いで出ており、また、労働委員会に事件が係属中であるにもかかわらず、鎌倉市が長年にわたって認めてきた組合事務所の使用を不許可としたという事実経過もあって、裁判所も鎌倉市による組合事務所の明渡要求については不当労働行為の疑いが極めて強いとの心証を示していた。

そのため、仮処分手続では第一回期日から、市職労が求める内容での和解成立に向けて、裁判所は精力的に和解協議を進めてくれた。そして、担当裁判官からは、市職労が求める内容に沿った和解案が文書で示された。

ところが、和解による早期解決を求める裁判所からの明確な意思表示を受けても、鎌倉市は市議会の同意を得られる見込みが無いとして、和解に応じることを拒否した。結局、和解協議は決裂し、仮処分手続では鎌倉市の申立を却下する決定が出されたのだった。

7 仮処分の申立が却下されると、次に鎌倉市は、建物の明渡と損害賠償を求める訴訟を提起してきた。

鎌倉市が提起した訴訟は、請求の趣旨として

は建物の明渡と損害賠償を求める訴訟であったため、当初、一般の民事部に係属した。しかし、事件の本質が不当労働行為にあることから、市職労としては、訴訟について労働集中部への回付を求め、これを実現させた。

その甲斐もあって、裁判所は、訴訟においても第一回期日から、市職労が求める内容を前提とした和解協議を進めてくれた。

鎌倉市も、仮処分手続で敗れた上、労働委員会だけでなく裁判所からも和解による早期解決を繰り返し求められたことで、ようやく形勢が不利であることを悟ったのか、市職労が求める内容に沿った和解によって、組合事務所をめぐる紛争を解決する姿勢を示すに至った。そして、最終的に、訴訟外において、鎌倉市と市職労との間で、本庁舎敷地内に労働組合活動に必要な最小限度の広さのスペースを確保し、組合事務所は本庁舎の近隣に置くという内容での合意が成立し、鎌倉市は建物の明渡要求について、訴えを取り下げた。

その後、建物の使用を不許可とされてから、市職労が建物を使用していた期間の損害賠償についても、仮処分手続において担当裁判官から和解案が文書で示されるまでのわずかな期間の使用料相当額だけを支払う内容で、和解は成立した。

これにより、組合事務所をめぐる紛争は、全面的に解決を見ることになった。

8 現在、市職労は、先に挙げた激変緩和措置の全面削除と特殊勤務手当の撤廃について、いずれも労働委員会で係争中である。この内、激変緩和措置の全面削除については、市議会が労使合意を否定して、自ら不当労働行為を行ったという前例の無い事案である。そのため、労働委員会も法解釈に非常に苦慮している様子がかがわれ、今後の展開については予断を許さない状況にある。

しかし、団結権、団体交渉権は憲法上保障された労働者・労働組合の重要な権利であり、いかに市議会といえども、団結権や団体交渉権を侵害することが許されるはずがない。また、鎌倉市で行われたような市議会による組合攻撃を不当労働行為に問えないとなれば、今後、同様の事態が全国各地で相次ぐことにもなりかねない。

市議会の暴走を押しとどめる理論を構築し、労働者・労働組合の団結権、団体交渉権を守っていくため、弁護士としても、市職労や支援してくれている方たちとともに、引き続き、全力を挙げてこの事件に取り組んでいく所存である。

憲法劇について

神奈川 藤塚 雄大



一 憲法劇とは

(1) 憲法劇とは、一九八七年に横浜で始まり、二〇〇九年まで二三年間連続で上演された市民参加型のミュージカル「がんばれッ! 日本国憲法」のことです。その時々様々な事件・社会問題を題材に、幅広い年齢層の出演者が歌い踊り、憲法の大切さを訴える舞台は好評を博し、一九九七年にはJCCJ（日本ジャーナリスト会議）特別賞、二〇〇〇年には横浜弁護士会人権賞を受賞しました。

資金難等の問題が生じたことで、しばらく上演されていみせんでしたが、悪化する憲法情勢を受け、「今だからこそ」と、昨年久しぶりの復活となりました。

(2) 全国の他の地域でも憲法を取り上げた舞台がありますが、神奈川の憲法劇の特色としては、まず、参加者のほとんどは普段劇団にも所属して

いない一般市民であること、そしていかなる団体の後援も受けずに自力で運営しているところにあります。また、題材は徹底的に地元のものを取り上げ、当事者にも舞台上が上がってもらうこと等もこだわりのポイントです。

もちろん、一般市民から出演者を募り、一から演技指導を受け、さらに稽古と並行して資金集めを自分たちで行い、劇の内容も妥協しないとなると、上演のハードルは高くなります。

しかし我々神奈川の憲法劇は、このようなこだわりを持つてまさに手作りの舞台を作り上げることと自体運動であると考え、市民・弁護士が力を合わせて活動しています。

二 再開公演

私は、弁護士二年目であった昨年、再開初年度の憲法劇に演者として参加させていただきました。そして、「KNP製作所」という町工場に入っ

てきたばかりの新人社員「豊川」なる人物の役をいただくことになりました。

ざっくり申しますと、この「KNP製作所」と、ここにちよっかいをかけてくる強大なライバルの「A・B・Eコーポレーション」との戦いがストーリーの大きな柱となっており、私は、ライバル社の社長の主張に心を乱されつつも、最終的には目覚めるといふ、難しい役どころでした。

一〇秒でわかる豊川役講座として、役どころをご理解いただけるようなセリフを抜粋して列挙しておきます。以下私の拙文をお読みいただく際、場面をイメージするのにもご利用ください。

・失礼します

・豊川カケルです。

・よろしく願います。

・たしかに。

・ずっと考えていたんです、隣の工場の社長さんの言っていたこと……。

・頭から離れないんです。「いつまでもこんなものばかり作っていたら、世界のトレンドから取り残され、あげくの果てに待っているのは……、倒産!」

・何もしないで変わらないで、指をくわえて負け犬になるなんて、そんなの、僕は嫌です!

・……。

・本当の豊かさ……

・本当ですか？ 本当に憲法は僕を守ってく
るんですか？

・え？ 憲法を、使う？

・そうか……（自分に言い聞かせるように）憲
法を使う……憲法を、使う！

・この工場で、ずっと働かせてください！

・わかった！ あなたの方のやることにはみんな
裏がある！

・いいや、やめない！ 僕は目が覚めたんだ！
徹底的に追及してやる！

私が演じた役どころをばっちりおさえて劇のイ
メージをお持ちいただけましたでしょうか？

さて、この豊川役を演じるべく稽古に通い始め
た私ですが、まず驚いたのは、その稽古の激しさ
です。

とくに、演出を担当する濱田重行さんによる指
導はとても熱血的なものでした。たとえば、唯一
弁護士として役をいただいた私に対しては、「け
んぼうの言い方がなっていない」「立憲主義を理
解していないからそのような発言になるんだ」、さ
らには「弁護士資格をはく奪するぞ」などの言葉
がありました。

私は、演出家の弁護士自治無視発言にこたえる
べく、電車移動中も自主稽古で台本ぶつぶつをや
っていました。そのときまわりは若干空いてい
た気がします。また、言葉の発音や表現の仕方

苦勞し、日常生活で聞こえてくる言葉で憲法劇に
おいて使用されているもの（一番は前記の「たしか
に」及び「使う」）があるという反応してしまうこ
ともありました。

このような質的な激しさのみならず、量として
も、歌・ダンス・演技とみっちりとしたメニュー
が組まれる稽古は、直前期には連日朝から晩まで
とハードモードで行われていました。

そんな厳しい稽古にも、出演する市民の方たち
は誰一人脱落することなく耐え抜いていました。

また、稽古の合間には、題材となった事件を担
当した弁護士を招き学習会も開かれましたが、そ
こでは多くの質問が飛び交うなど皆非常に熱心で
した。ただの演劇発表会ではなく、自分たちが演
じるものの何が問題なのか、観客に何を伝えな
ければならないのかを考えながら真剣に取り組ん
でいました。

もちろん、演者として参加した私も、多くのこ
とを学びました。私は、ピン芸人として末席を汚
していることから、少なくとも舞台に立つことに
は慣れていたつもりでした。しかし、自分ですべ
てのセリフを完結させるピン芸とは異なり、言葉
や所作のリレーの中でいかに表現をするかという
演劇の作法には大変苦勞をしました。

いかに自分の思いを言葉や動作に乘せられる
か、この点を真摯に考えた経験は、今後の諸活動

にも活かせるものであったと思います。

結果として、憲法問題、ブラック企業問題、生
活保護問題等を題材として二日間で計三回行われ
た公演には、一二〇〇人以上の観客が来場し、成
功を収めることができました。

私は少なくとも、セリフを覚えて吐き出すとい
う役割は全うし、弁護士資格もはく奪されずに、
この原稿を書いている今現在も元気に仕事をでき
ています。

三 憲法劇の意味

稽古中、演出家がよく「演劇はジャーナリズム
なんだ！ そんな演技じゃ伝わらねえよ！」と言
って（怒鳴って）いたように、劇は、普段関心がな
い層の方々に社会問題を伝える有効な手段だと思
います。

たとえば普段は会った時に憲法の話を持ち出せ
ないような知り合いも、「劇」というエンターテイ
メント感あふれる言葉を用いることで、誘いや
すくなります。そして、いったん来てもらえたら
もうそれはしめしめで、劇を通して社会問題を知
ってもらうことができます。

実際、観客アンケートには「こんなことが起き
ているとは知らなかった」等のコメントが多く書か
れており、我々の演劇は、その役割を一定程度果
たせたように思います。

四 憲法劇二〇一七について

復活初年度の成功を受けて、復活二年目の公演も開催が決定され、二〇一七年五月一九日、二〇日の二日三回公演で憲法劇が開催されました(こ

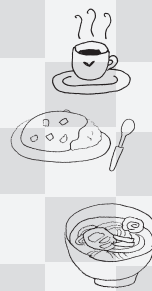
の原稿を書いているのは四月一八日で、発行されるのは憲法劇の後と聞いていますので、これを読んだ自分が暗い顔をしていないことを祈っています。

全体を貫くテーマを「共生」とし、具体的には

川崎ヘイトデモ、マネキンフラッシュモブ、資生堂・アンフィニ事件を取り上げます。

今後とも、神奈川の憲法劇に対する皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

神奈川県内グルメ



神奈川支部

今回は、小田原、川崎、関内、相模原、横須賀の各エリアのグルメ情報を二挙ご紹介いたします。

神奈川への出張の際はもちろん、デートや家族旅行でも是非活用ください！

◆ 小田原エリア

町川 智康

小田原駅周辺と駅から裁判所の間のエリアだと、魚ランチなら「金時」(万葉の湯の横)、OH ASH「三井住友銀行並び」、八起「横浜銀行隣地下」あたりでしょうか。

寿司なら 裏駅の「天史郎寿司」

蕎麦なら 「田毎」(検察庁前)、「橋本」(お堀端通り)

居酒屋なら 「金時」(前述)、「城欄」、「大こう」(おしゃれ横丁)、「大学酒蔵」(宮小路)

敢えて絞ると、こういったところでしょうか。

例えば、家裁小田原支部で午後の調停期日があったなら、お昼に早めに小田原駅に着いて、裏駅の「天史郎寿司」か、裁判所への道すがらの「金時」あたりで魚ランチを頂き、三時に期日が終わったら、ちよつと早いけどその日の仕事は切り上げて、万葉の湯でさっぱりして、まずは気軽に「橋本」あたりで蕎麦屋のアテを頂きながら軽く一杯。更にダイブな小田原を堪能したけりや、「大学酒蔵」でスミヤキとかオシツケといった地魚をお店が勧めるいろんな食べ方で試してみてもいいかがでしょう。神奈川の奥の深さを堪能できること間違いありません。

その他、小田原系ラーメン「しら鳥」(富水)、「いしとみ」(鴨宮)はこの地域独特です。

おまけ 県西地域全体に広げると 居酒屋の「酔心」、「なかよし」(平塚)、蕎麦の「越峠」(伊勢原)、「オリベ」(二宮)といったところも個人的にはおススメです。

「せっかく小田原の裁判所に来たのだから、何かおいしいものを食べたい!!」とお思いの方は多いでしょう。小田原で事務所を開いて一五年の私の集大成、独断と偏見による小田原エリアグルメガイドでございます。

◆ 川崎エリア

湯山 薫

私の身体の三分の一は、カレーでできております。ランチマップと言われても、カレー以外思い浮かなくて……。

今一番はまっているのが、「カレーうどん 千吉 川崎アゼリア店」。私はカレーうどんが大好物。千吉ができたときは思わずバンザイ！ 最初赤カレーうどんにはまり、今は、トマトティストカレーうどんにカイエンベッパー、ガーリックオイル掛け放題で食べるのが好き。麺は絶対に全粒粉麺がお奨め！（ああ。若鮎屋も川崎に来ないかなあ……。）

「キリンシティ 川崎アゼリア店」ではビールのお店ならではの黒ビールカレー。赤・黒 ハーフ＆ハーフがお奨め。

「チャオタイ 川崎店」はタイ料理。弁護士会川崎支部のビルの地下。グリーンカレーラーメンがお奨めです。鶏肉がもう、とろつとろで。

さて、駅から離れて、「ヒマラヤ 川崎店」。ハローブリッジ手前のパレール川崎一階。ナンとサフランライス食べ放題。でも、最近行っていないなあ。というのが、裁判所の手前に「エベレストキッチン」ができたから（ヒマラヤさん、ごめん

なさい）。ハローブリッジを渡って左下。ランチが七〇〇円から。ナンとライスがおかわり自由。日替わりカレーが楽しみ。

時間がないときは、「カレーハウス ピヨ 川崎アゼリア店」。カウンターだけのいわゆるカレースタンド。アゼリアの改修工事で閉店されたときは、途方に暮れました。再開して良かった。辛口チキンカレーが大好きです。ご飯は小盛りで十分。

まだ、「SOLAH SPICES TOKYO 川崎アゼリア店」（インド料理）に行けてません。それから、「串揚げ いちまる 川崎アゼリア店」の牛すじトマトカレー御膳もまだ。あ、「レッドブリックス 川崎アゼリア店」にも行ってない！ チキンカレープレートが美味しそうなのに。ああ、胃袋が足りない……。

◆ 関内エリア・ランチ編

佐藤 昌樹

五〇代のおっさんで、たいていのものをおいしく食する「貧乏舌」の私が書くグルメ記事に何のニーズが……と思いつつ、今回は横浜地裁のある関内近辺、一〇〇〇円以下で済む、（たぶん）あまり有名でないお店を紹介したい。

① 「とんかつ 赤煉瓦」

JR関内駅南口のすぐ近く、但し裁判所じゃない方の側（「山側」という）。とにかく私はこの生姜焼き定食が大好きである。アジフライ定食もお勧めで、こんなに大きく肉厚のアジフライは、他に知らない。

② 「和食やくぜん」

法テラス神奈川があるビルの地下の店で、お勧めは「やくぜん御膳」。その名前にかかわらず、「多すぎだろ」と突っ込みたくなる品数のおかずが提供される。数限定なので早めに。

③ 「スンガバ」

インド系料理が好きで、関内にも一〇軒くらいあって嬉しいのだが、中でもここを紹介するのは、家裁に近いけれど「山側」という立地と、ナンである。今はネパール系の店のナンはこういう傾向とわかったが、最初はびつくりした。

④ 「ボアトウン」

タイ料理店も関内に複数あるのだが、このトムヤムクンラーメンは、トムヤムクン好きにはたまらない。ランチメニューのたどたどしい日本語も微笑ましい。

⑤ 「スパルタ」

珍しい国系ではギリシア料理を。伊勢佐木町の少し外れたところにあり、私の好みは赤魚かトマト・ピーマンの肉詰め。パンにタラモヤツナをつ

けて食べるのが◎。

◆ 相模原エリア

——裁判所相模原支部の近くで何食べる？

志田 なや子

① 健康志向の方におススメ「レストランあい」

市役所から裁判所への曲がり角にあるウエルネス相模原（保健所や相模原市の施設）の二階に「レストランあい」があります（中央区富士見六一―一）。この日替わり弁当はバランスのとれた献立で野菜たっぷりも肉や魚も豊富。薄味で家庭料理のおいしさを味わえます。最近、不健康な食事ばかりとついているという人、健康診断を受けると医者から高血圧だ、糖尿病だと脅されている中高年に向いています。

② カレー好きをうならせる

「カレーの店 マボロシ」

市役所横の大通りからちよっと入ったところに昭和レトロな店「カレーの店 マボロシ」があります（中央区中央三一七―一）。インドカレーで、チキン・カレーとポーク・カレーが定番でサバ・カレーもあります。肉は注文を受けてから一食、一食フライパンでいため、ほど良い弾力にし複雑なスパイスのルーが口に広がり、癖になります。食

事は満杯で待たされることもありますので、時間的な余裕のあるときに行ってください。

③ カレー・パスタなど安くておいしい

「バズ Buzz」

相模原駅から歩三分、横浜線線路沿い米軍相模総合補給廠と道路を隔てたところに「バズ Buzz」があります（中央区相模原四一―一七）。アンチョビ・パスタやトマトソースパスタ、牛筋カレー、キーマカレー、ロコモコ丼など、おいしいランチが五五〇円です。サラダやコーヒ―は追加料金を払って注文します。こちらもお値段はリーズナブル。

◆ 横須賀エリア

松田 恵理子

いつも「早い」「安い」を重視して、「うまい」がおそろになりがちですが、横須賀支部近くのおすすめ店は次のとおり。裁判所となりの合同庁舎7階「れんが館」は、味はともかく、海を見ながら食べたい人にはおすすめです。裁判所裏手にある、よこすかポートマーケット内「なぶら」では、三浦半島の新鮮な魚料理が食べられます。さいか屋向かいの「バーン・チェンマイ」は種類豊富なビュッフェが嬉しい人気のタイレストランです。市役所前広場向かいの「天井の岩松」は、そびえ立

つ穴子天にびっくり。横須賀には米兵向けにインドカレー店が数多くありますが、中でも大通り沿いの「ニルバーナ」はナンがおいしいのでおすすめ。さくさく衣がおいしい「やなせ本店」は、箸で切れるヒレカツが看板メニュー。落ち着いた雰囲気とランチでも味に妥協のない、横須賀には珍しいお店、イタリアン「y's」は、てきぱきと給仕をするおかみさんが好きです。



「れんが館」からの眺め

南スーダンPKO派遣を検証し、

二度と派遣させない取り組みを！

6/14

—大阪支部総会講演会のご案内—

平和子さんをご存じの方も多いと思います。南スーダンへのPKO派遣。この重大な問題に対し、昨年一月三〇日、陸上自衛官の母として自衛隊派遣差止訴訟を札幌地裁に提訴した原告です。平さんは、平和的生存権を侵害され精神的苦痛を受けたとして二〇万円の国家賠償も求めています。

この度、六月の青法協大阪支部総会に北海道から平和子さんと同訴訟弁護団の佐藤博文弁護士におこしいだき、講演をしていただくことになりました。

平和主義の看板から海外派兵の「空白」を作りたくないと考えており、キプロスやレバノンへの派遣を検討しているという話もあります。防衛省が「破棄した」と説明した日報が保存されていた問題が発覚するなどもあり、今回の南スーダンへのPKO派遣を検証し、二度と派遣させない取り組みが必要です。

平さんは、札幌や千歳市内で「駆け付け警護」で隊員が犠牲になる。自分が産んだ子も、誰の子も死なせたくない」とマイクを握り訴えてきました。

本年三月に政府は五月末をめどに南スーダンからの自衛隊撤退を表明し、施設部隊の撤収が始まりました。しかし、安倍政権は「積極的平和主義」の看板から海外派兵の「空白」を作りたくないと考えており、キプロスやレバノンへの派遣を検討しているという話もあります。防衛省が「破棄した」と説明した日報が保存されていた問題が発覚するなどもあり、今回の南スーダンへのPKO派遣を検証し、二度と派遣させない取り組みが必要です。

●日時・場所（予定）

二〇一七年六月二四日（水）

大阪弁護士会二〇〇二、二〇〇二号室

総会：六時～六時半（青法協大阪支部会員のみの参加）

講演会：六時四〇分～八時一五十分

（講演会にはどなたでも参加可能）

（大阪 奥村 昌裕）

青年法律家協会弁学会合同部会◎声明

修習生に対する戒告処分等を新設する

裁判所法改正案に反対する声明

1 今国会に提出され審議されている裁判所法

改正案（以下「本件改正案」という）は、司法修習生

に対する給費制度に代わる、生活費等の一部を支給する制度を創設するという点で前進と評価できる内容がある一方、「品位を辱める行状その他司法修習生たるに適しない非行に当たる事由」があるときの司法修習生に対する処分として、修習の停止又は戒告を新設する内容が盛り込まれている（本件改正案六八条二項）。従前より、最高裁判所には、司法修習生に品位

を辱める行状等が認められた場合にその者を罷免する権限が認められていたところ（裁判所法第六八条）、今回の改正はその処分の種類を増やし最高裁判所の司法修習生に対する統制権限を拡大するものである。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、本件改正案のうち、司法修習生に対する最高裁判所の処分権限を拡大する第六八条二項の創設に反対する。

2 本件改正案の条文中、罷免、修習の停止及び戒告はいずれも「最高裁判所の定めるところにより」なされることのみが記載され、処分の要件及び手続きなどは具体的に一切定められておらず、最高裁判所の恣意的運用を何ら防止できないものとなっている。

歴史を振り返れば、戦後まもなく統一司法修習が開始されて以来、最高裁判所は、司法修習生に対し、恣意的な規制や管理強化を進めてきた。過去には、恣意的な任官の判断について修了式での発言の機会を求めた司法修習生を罷免処分とした阪口徳雄修習生罷免事件や青年法律家協会への加入を理由とする度重なる任官拒否事件など、思想信条を理由にしたとしか考えられない不当な処分が頻発した時代があった。

3 そもそも司法修習期間は、司法試験合格後、法曹実務家としての知識と素養を養うための期間であり、司法修習生は、最高裁判所より課される司法修習のカリキュラムに留まらず、幅広い視野を持った

法曹となるべく見聞を深めるための自主的な学習活動を行うことが期待されている。これらの自主的活動については原則として自由な活動が保障されるべきであり、最高裁判所による恣意的な介入が許されないことは言うまでもない。

しかし近年においても、司法修習生の自主的な学習活動や課外活動に対して、裁判所が司法修習生を呼び出して注意するなど不当に介入する事例が度々報告されている。

このような実態に堪がみれば、最高裁判所の司法修習生に対する処分権限に明確な法的根拠を与え、又はかかる処分権限を拡大することは、修習生の自主的な活動に対して萎縮効果をもたらす危険性が極めて高いものであると言わざるを得ない。

4 青年法律家協会弁護士学者合同部会は、基本的人権の擁護の担い手となる法曹の養成制度を維持発展させるため、本件改正案のうち、司法修習生に対する戒告処分等を新設し最高裁判所による統制を強める条項に反対する。

二〇一七年四月五日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 長 原 和 良

編集後記

▼先日、『この世界の片隅に』という映画を観ました。平和な日常がじわじわと侵され喪失していく

様は決して昔のこととは思えません。▼深刻な情勢のなか、平和な日常を守るため、そして、侵害された権利を取り戻すため、神奈川支部の各会員が粘り強く事件に取り組み、多彩な活動を行っています。その取り組みや活動の一端として、「マネキンフラッシュモブ裁判、勝利!」「神奈川建設アスベスト訴訟第一陣訴訟及び第二陣訴訟の結審を迎えて」「第四次厚木基地爆音訴訟の報告」「鎌倉市職労に対する組合攻撃の現状と今後の課題」「憲法劇について」をお届けしました。▼また、今回の神奈川支部特集では、ちょっと欲張って、県内全エリアのグルメ情報をご紹介します。読んでいただいたら、きっと神奈川への出張が楽しみになるはずです。プライベートでも是非。

（竹本香織）